

保護者様

年 組 氏 名 \_\_\_\_\_ さん

\_\_\_\_\_ 学校長

### 出席停止についてのお知らせ

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、学校において予防すべき感染症のうち「インフルエンザ」の出席停止の期間の基準が「解熱した後2日を経過するまで」から、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあつては3日)を経過するまで」となりました。(解熱した後2日を経過しても、発症してから5日を経過しない場合には、出席することはできません。)

インフルエンザに感染した児童生徒は、法律の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席日数にはなりません。登校するに当たって医師の診察を受ける必要性については、医師の指示に従ってください。

なお、インフルエンザが治ゆし、登校するときは、改めて「治ゆしたかどうか」医師に治ゆ証明書を求める必要はありませんが、下記の「治ゆ報告書」を提出してください。この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。

----- ※切り取り※ -----

様式1

### 治 ゆ 報 告 書

学 校 長 様

\_\_\_\_\_ 年 組 番

\_\_\_\_\_ 児童・生徒氏名

上記の者の下記疾患は、治ゆしており他に感染のおそれはないことを報告いたします。

#### 記

- 1 疾患名 インフルエンザ
- 2 発症日 (咳・鼻水・発熱等かぜ様の症状が出た日) 平成 年 月 日 ( )
- 3 受診した医療機関名及び受診日

医療機関名 \_\_\_\_\_ 受診日 平成 年 月 日 ( )

- 4 治ゆの根拠  
発症した後5日を経過し、かつ  
解熱した後2日を経過した。

発症日 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目
/	/	/	/	/	/

解熱日 0日目	1日目	2日目
/	/	/

※この欄に日にちを記入してください

- 5 お休みした期間 平成 年 月 日 ( ) から 平成 年 月 日 ( ) まで

平成 年 月 日

保護者氏名 \_\_\_\_\_

